

内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲 (コンツーラ C51ヤンソン No.1/3)

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ (ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。)

○告示第225号第一項第二号イの場合

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種：コンツーラ C51ヤンソン

◇壁のシールド無し

◇水平投影面積は脚を含まず本体部分のみ。

◇計算方法・計算結果

□ストーブ等可燃物燃焼水平距離

ストーブの鉛直投影面積 (正面・背面) : $A_v=2945.3\text{cm}^2$ (49.5cm×59.5cm)

ストーブの鉛直投影面積 (左右側面) : $A_v=2499\text{cm}^2$ (42cm×59.5cm)

1. 正面 (開口部がある面の離隔距離 (かつら等扉付))

$L_{sop}=2.4 \times \sqrt{2945.3}=130.3\text{cm}$

2. 右側面 (開口部がない面の離隔距離)

$L_{sop}=1.59 \times \sqrt{2499}=79.5\text{cm}$

3. 左側面 (開口部がない面の離隔距離)

$L_{sop}=1.59 \times \sqrt{2499}=79.5\text{cm}$

4. 背面 (開口部がない面の離隔距離)

$L_{ssl}=1.59 \times \sqrt{2945.3}=86.3\text{cm}$

□ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

ストーブの水平投影面積 : $A_h=2079\text{cm}^2$ (49.5cm×42cm)

5. ストーブ上面の離隔距離

$H_s=0.0106 \times (1 + (10000 / (2079+800))) \times 2079=98.6\text{cm}$

□ストーブ等可燃物燃焼基準距離 (作図により軌跡を示す)

$D_s = (H_s - h) / H_s \times L_s$

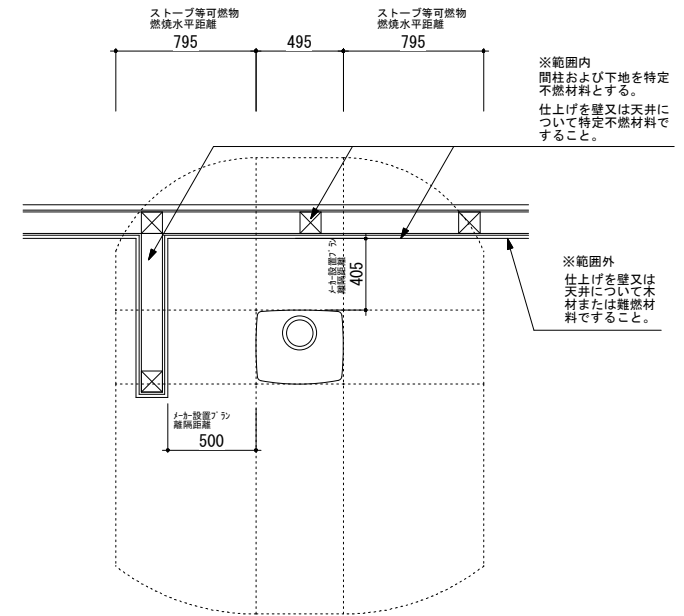
(※Dsは各高さの計算結果の軌跡によって表現される。)

◇特定不燃材料

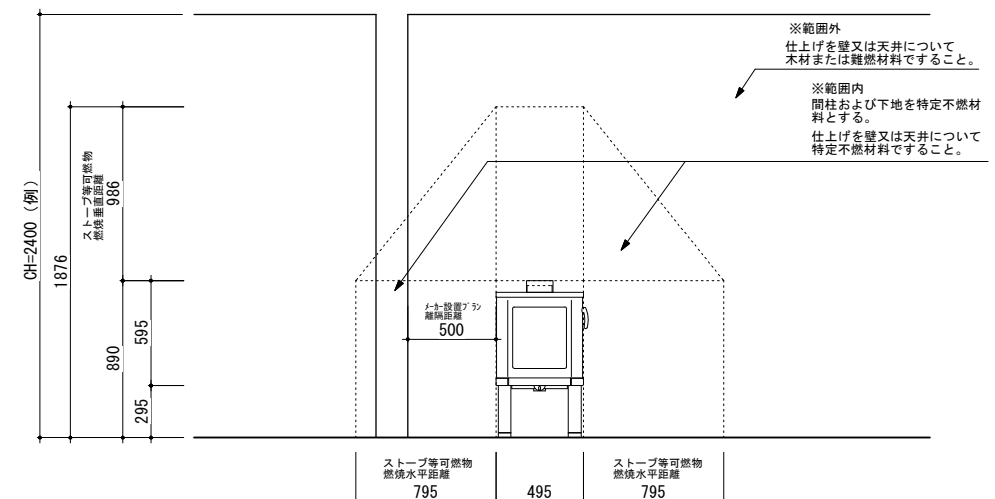
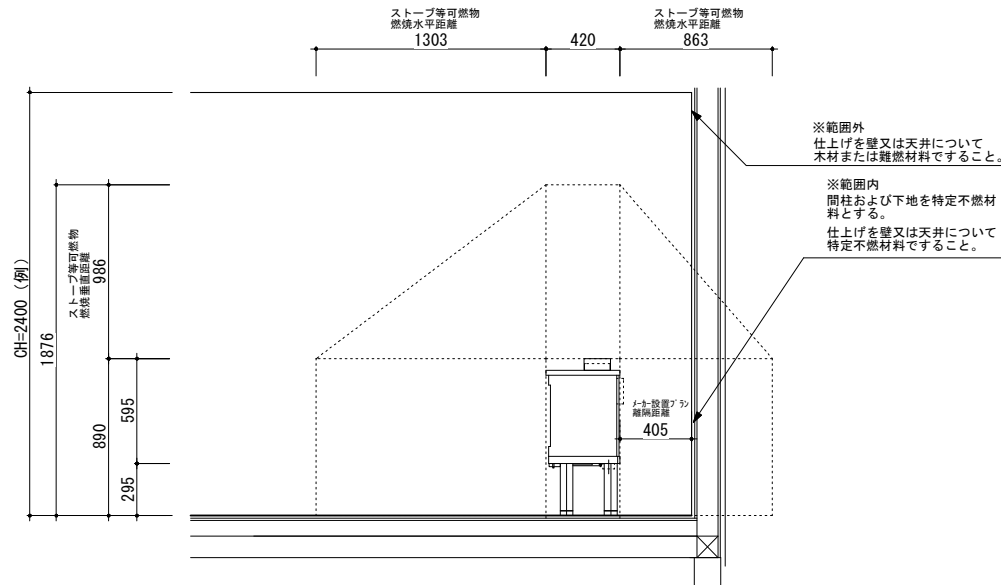
不燃材料のうち、平成12年建設省告示第1400号第1号から第8号まで、第10号、第12号から第17号までに該当する材料。

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・瓦
- ・陶磁器タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・ガラス繊維混入セメント板 (厚さ3mm以上)
- ・繊維混入ケイ酸カルシウム板 (厚さ5mm以上)
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・せっこうボード
(厚さ12mm以上で、ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のもの)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

ストーブ等可燃物
燃焼水平距離
863
420
1303
ストーブ等可燃物
燃焼垂直距離



※ストーブ壁仕上の仕様はメトス設置プランを参考のこと。



※本資料は、国土交通省告示第225号、並びに国土交通省住宅局 告示の概要、および独立行政法人 建築研究所 住宅の内装防火設計マニュアルによる。

内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲（コンツーラ C51ヤンソン No.2/3）

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ（ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。）

○告示第225号第一項第二号ロの場合

※遮熱板等範囲計算の一例

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種：コンツーラ C51ヤンソン

◇壁のシールド：遮熱板等あり

◇水平投影面積は脚を含まず本体部分のみ。

(1) - (i) ストーブと可燃物燃焼部分の壁との距離

ストーブと遮熱板等の最低距離：27.5cm 以上
壁と遮熱板等の最低距離：2.5cm 以上

(1) - (ii) ストーブと可燃物燃焼部分の天井との距離

ストーブと遮熱板等の最低距離：27.5cm 以上
天井と遮熱板等の最低距離：2.5cm 以上

(2) ストーブと壁までの最低クリアランス

可燃物水平距離の1/3の距離と最低距離30cmを比較し、
距離が長い値以上とする。

C51ヤンソンの場合： 前面：42.9cm以上
右側面：26.2cm以上
左側面：26.2cm以上
背面：28.4cm以上

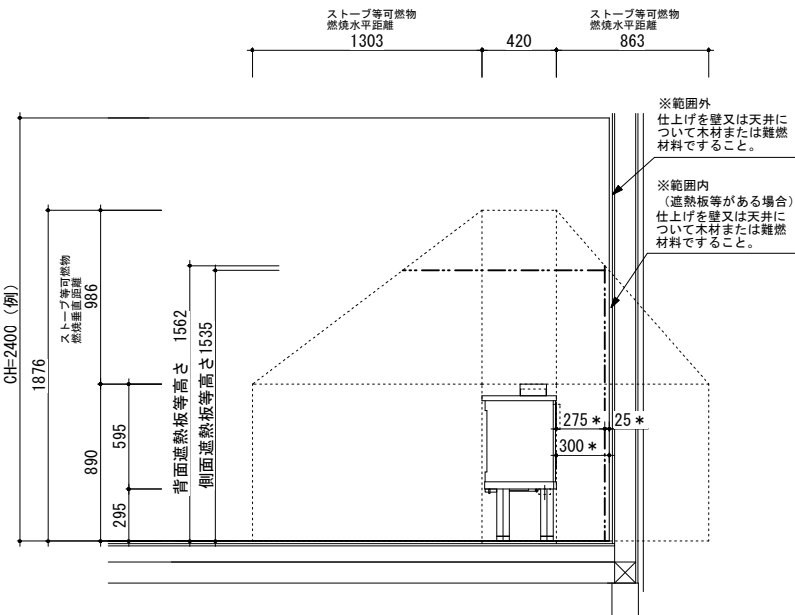
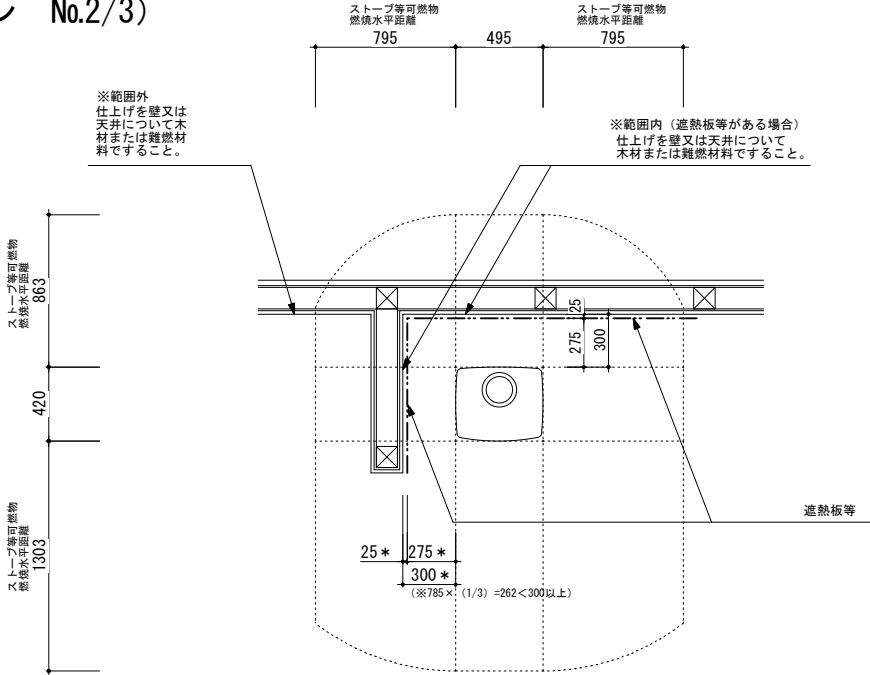
※遮熱板等の範囲は、壁の位置や形状により計画ごとに検討します。
この資料に示す範囲（二点鎖線部分）は一例です。

※本資料（C51ヤンソン No.2/3）のストーブと壁までの最低クリアランスは室内の煙突を
口元より上部の仕様について、断熱直筒若しくは2重直筒を使用する場合とします。
室内（シングル）直筒を使用する場合は別途「薪ストーブ本体標準図 本体離隔距離」をご参照下さい。

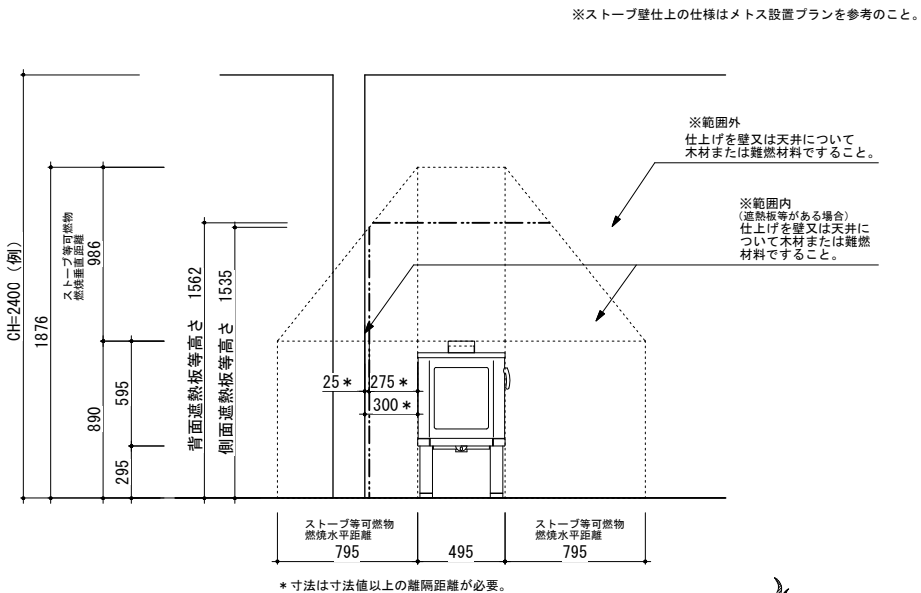
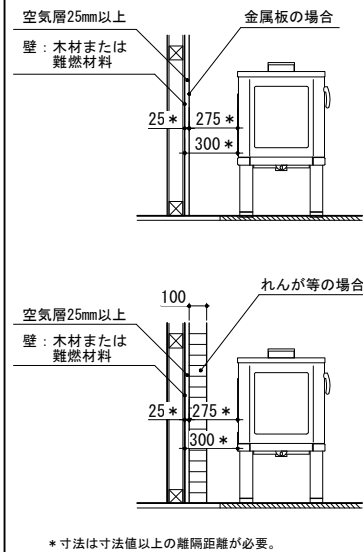
◇特定不燃材料

不燃材料のうち、平成12年建設省告示第1400号第1号から第8号まで、
第10号、第12号から第17号までに該当する材料。

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・瓦
- ・陶磁器タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・ガラス繊維混入セメント板（厚さ3mm以上）
- ・繊維混入ケイ酸カルシウム板（厚さ5mm以上）
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・せっこうボード
（厚さ12mm以上で、ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のもの）
- ・ロックウール
- ・グラスウール板



※遮熱板等とは
「特定不燃材料の板等」のこと。



※本資料は、国土交通省告示第225号、並びに国土交通省住宅局 告示の概要、
および独立行政法人 建築研究所 住宅の内装防火設計マニュアルによる。

内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲 (コンツーラ C51ヤンソン No.3/3)

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ (ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。)

○告示第225号第一項第二号ロの場合

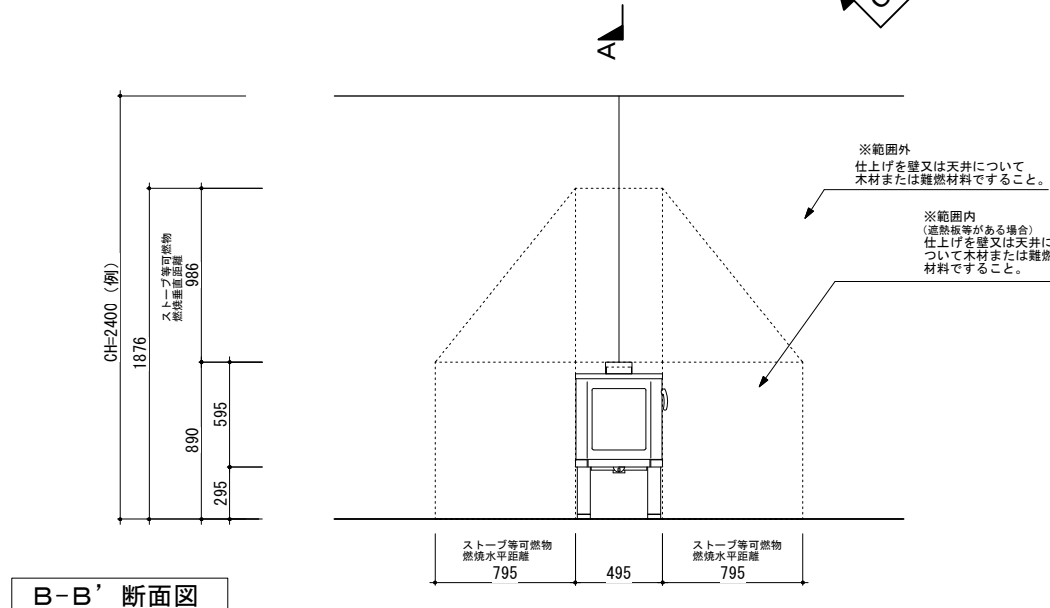
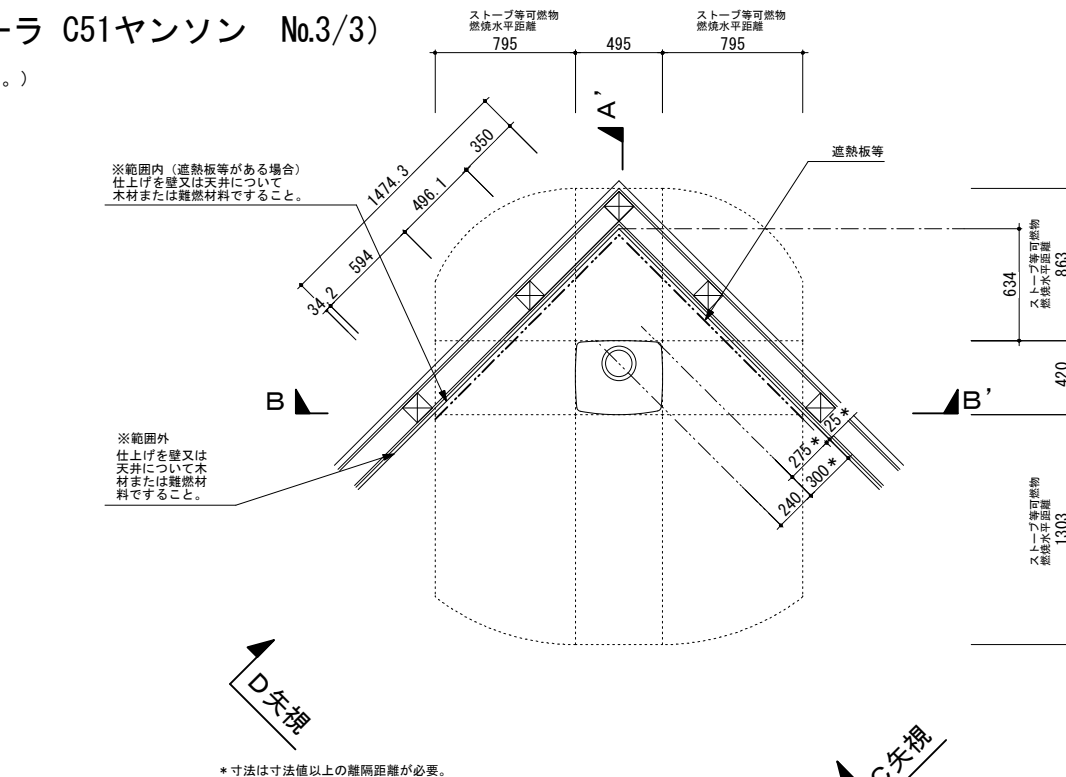
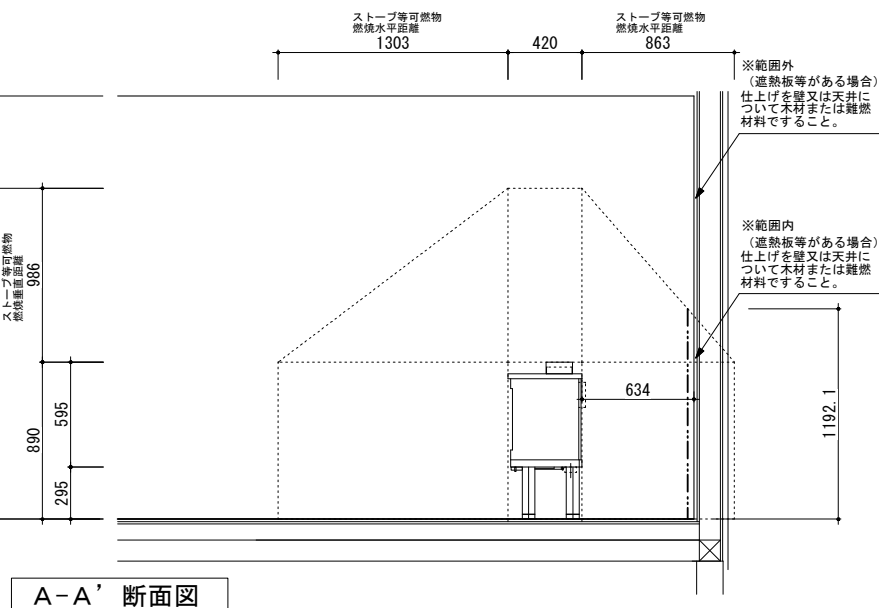
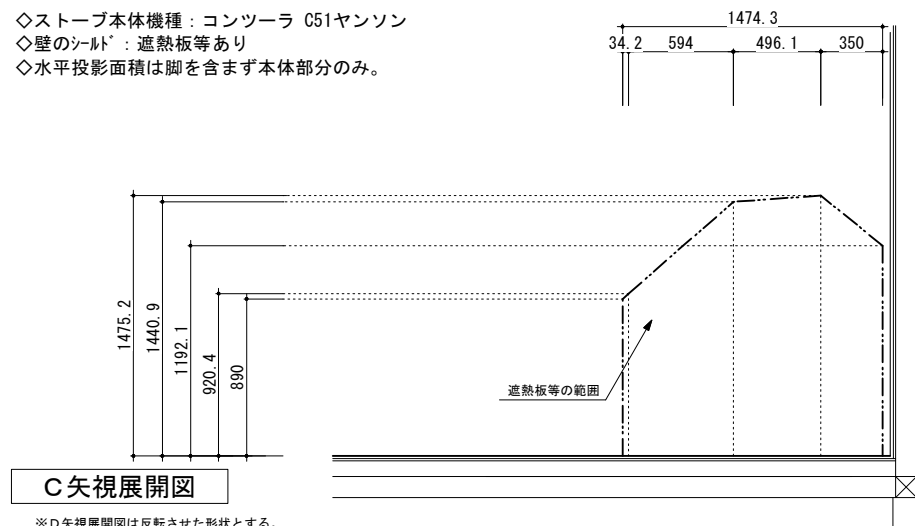
※遮熱板等範囲計算の一例 (コーナー設置の場合)

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種：コンツーラ C51ヤンソン

◇壁のシールド：遮熱板等あり

◇水平投影面積は脚を含まず本体部分のみ。



※本資料は、国土交通省告示第225号、並びに国土交通省住宅局 告示の概要、および独立行政法人 建築研究所 住宅の内装防火設計マニュアルによる。